

平成28年11月2日
(土木部入札審委員会決定)

石川県建設工事請負業者の指名停止について

1 指名停止業者名及び住所

瀧上工業(株) 愛知県半田市神明町1-1

2 指名停止期間

平成28年11月2日から平成29年1月1日まで(2箇月)

3 指名停止理由

瀧上工業(株)の営業副本部長兼東京支店長ら3名は、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所発注工事の入札に関し、同事務所職員から予定価格などを教えてもらった見返りに飲食接待をしたとして、平成28年9月30日、公契約関係競売入札妨害、贈賄等の容疑で愛知県警捜査二課に逮捕され、同年10月21日、名古屋地方検察庁に起訴された。

このことは、石川県建設工事請負業者の指名停止に関する要綱別表第2第3号及び同第12号に該当すると認められるため、指名停止とする。

4 石川県建設工事請負業者の指名停止に関する要綱別表第2(贈賄及び不正行為等に基づく措置規準)

措置要件	期 間
(贈賄) 3 次のア又はイに掲げる者が石川県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 一般役員等	1箇月以上 3箇月以内
(競売入札妨害又は談合) 12 次のア又はイに掲げる者が、前号に掲げる区域外の他の公共機関の工事に関し、競争入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 一般役員等	1箇月以上 12箇月以内

土木部監理課 入札・契約G
担 当 越田
内 線 5023
外 線 076-225-1712